

## ◆ 地方厚生局への提出書類

手続き種類	提出先	提出書類
厚生労働大臣の証明  租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願	その法人を所轄する 地方厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 証明願（別添2）※2</li> <li>2. 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）※2</li> <li>3. 付表2（証明願記3に係る添付書類）※2</li> <li>4. 付表3（証明願記4に係る添付書類）※2</li> <li>5. 付表4（証明願記6に係る添付書類）※2</li> <li>6. 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書または法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）</li> <li>7. 診療報酬規程</li> <li>8. 前事業年度の決算書（財産目録、損益計算書、貸借対照表）</li> <li>9. 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款の写し</li> <li>10. 証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明書</li> <li>11. 前事業年度（新規申請法人にあつては当該年度）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し</li> </ol>

（P41～46参照）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する  
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。
- 2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 3 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。（該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。）
  - 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
  - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
  - 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
  - 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

## 証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

## 1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療			①	⑤
	労災保険診療			②	⑥
	健康診査			③	⑦
	自由診療等			④	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

## 2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

## 3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

#### 4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法	円
		律	
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	⑧

(記載上の注意事項)

- (1) ③が⑧と一致すること。

#### 添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
- 診療報酬規程

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護 老人保健施設名等	医療診療により 収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①/②
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	①			②	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。
- ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。



## 証明願記6に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人 保健施設名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合でも、全体の定員数に対する特別な療養室に係る定員数の割合は30%以下でない要件を満たさないので留意すること。

## 添付資料

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し